

平成20年4月25日(金)	
部課名	愛知県建設部建設総務課
グループ名	契約グループ
担当	伊藤主幹・榊原補佐
ダイヤルイン	052-954-6608
内線	2632・2633
部課名	愛知県農林水産部農林検査課
グループ名	契約グループ
担当	山内主幹・平松主任主査
ダイヤルイン	052-954-6394
内線	3608・3619
部課名	愛知県企業庁管理部総務課
グループ名	契約グループ
担当	河野主幹・清水主任主査
ダイヤルイン	052-954-6671
内線	5615・5618

調査基準価格等の算定方法の改正について

公共工事における低価格受注による工事の品質の低下、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などの問題に、より一層適切に対応するため、低入札価格調査を行うかどうかの基準となる調査基準価格及び最低制限価格の算定方法を下記のとおり改正します。

記

	改正前(20年4月まで)	改正後(20年5月1日から)
○ 調査基準価格 (低入札価格調査制度)	直接工事費 共通仮設費 現場管理費×1/5 $\left. \vphantom{\begin{array}{l} \text{直接工事費} \\ \text{共通仮設費} \\ \text{現場管理費} \times 1/5 \end{array}} \right\}$ の合計額 $\times 1.05$	$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 95\% \\ \text{共通仮設費} \times 90\% \\ \text{現場管理費} \times 60\% \\ \text{一般管理費} \times 30\% \end{array} \right\}$ の合計額 $\times 1.05$
○ 最低制限価格		
予定価格の3分の2から 5分の4の範囲内で設定		

制度改正の概要

		改正前（20年4月まで）	改正後（20年5月1日から）
低 入 札 価 格 調 査 制 度	対 象	競争入札に付す全ての工事 （最低制限価格を設定する工 事を除く）	同左
	調査基準価格 ※1	（直接工事費＋共通仮設費＋現 場管理費×1/5）×1.05	（ <u>直接工事費×95%＋共通仮設費 ×90%＋現場管理費×60%＋一般 管理費×30%</u> ）×1.05
	失格判断基準	予定価格5千万円以上の一般土 木工事、舗装工事及び一般建築 工事 （政府調達協定適用工事を除く）	同左
最 低 制 限 価 格	対 象	予定価格5千万円未満の一般土 木工事、舗装工事及び一般建築 工事	同左
	最低制限価格 ※2	（直接工事費＋共通仮設費＋現 場管理費×1/5）×1.05	（ <u>直接工事費×95%＋共通仮設費 ×90%＋現場管理費×60%＋一般 管理費×30%</u> ）×1.05

※1 調査基準価格…入札金額がこの金額未満の場合、工事が適切に行われるかどうか判断するための調査を行うこととなる価格のこと。

※2 最低制限価格…入札金額がこの金額未満の場合、その者の入札を失格とする価格のこと。

低入札価格調査制度

最低価格入札者の入札金額では、契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあるか否かを調査する制度。履行されない恐れがあるときは、次順位者を落札者とすることができます。

【失格判断基準】

低入札価格調査の対象となった者の入札金額の積算内訳が、予定価格の積算内訳に対し、以下のいずれかに該当することとなった場合には、その者の入札は失格となります。

対象：予定価格5千万円以上の一般土木工事、舗装工事及び一般建築工事

入札金額の積算内訳

直接工事費の額

共通仮設費
現場管理費
一般管理費
の合計額

<

予定価格の積算内訳

直接工事費×75%の額

共通仮設費×70%
現場管理費×60%
一般管理費×30%
の合計額

<

最低制限価格

入札金額が、最低制限価格（＝低入札価格調査基準価格）を下回った場合には、その者の入札は失格となります。

対象：予定価格5千万円未満の一般土木工事、舗装工事及び一般建築工事

最低制限価格（＝低入札価格調査基準価格） 平成20年5月1日から
＝（直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×60%
＋一般管理費×30%）×1.05